

議案第35号

幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例

幕別町公営住宅管理条例（平成9年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「被災者等」の次に「(次条第2項において「被災者等」という。)及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）」を加え、同条第2号中「令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4千円」に、「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）」に、「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8千円」に改める。

第7条第2項中「、同条第2号及び第3号」を「同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあつては同条第1号及び第2号を除く。」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。